

自動車税のグリーン化について

環境対策の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能等に応じて自動車税の税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を加重（重課）する特例措置（自動車税のグリーン化）を、平成14年度から実施しています。

当該特例措置は、平成29年度税制改正において見直しが行われ、平成30年度及び平成31年度の自動車税に関して、軽減については、基準の切り替えと重点化を行い、重課については継続しています。

1 環境負荷の小さい自動車（税率が軽減される自動車（軽課））

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録された以下の自動車は、**新車新規登録の翌年度に限り**税率が軽減されます。

対 象 車			特例措置
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池車 ・天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 			標準税率より 概ね 75%軽減
右の排出ガス性能と燃費性能の両方を満たすガソリン車	排出ガス性能 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車「★★★★」又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	燃費性能 平成32年度燃費基準+30%達成車	
		平成32年度燃費基準+10%達成車	標準税率より 概ね 50%軽減

2 環境負荷の大きい自動車（税率が加重される自動車（重課））

新車新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年）を経過した自動車は、税率が加重されます。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車は対象外です。

区分	新車新規登録の時期	税率が加重される年度	特例措置
ディーゼル車	平成20年3月31日まで	平成31年度	標準税率より 概ね 15%加重（注）
ガソリン車・LPG車	平成18年3月31日まで	平成31年度	標準税率より 概ね 15%加重（注）

（注）バス（一般乗合用を除く。）及びトラック（被けん引車を除く。）については、平成29年度以降も税率を「標準税率より概ね10%加重」に据え置きます。